

容器包装とは

容器包装は、識別マークがあるもので、商品を入れたもの（容器）や包んだもの（包装）であって、中身の商品を取り出した（使った）後に不要となるものです。

家庭から出るごみの半分以上は、「容器」や「包装」で使われたものと言われています。家庭から出る容器包装は資源として再利用できるものが多く含まれていますので、きちんと分けることでリサイクルを可能にし、ごみの量を減らすことができます。家族全員で分別に取り組みましょう。



プラスチック製容器包装の例

商品そのもの

プラスチック製のおもちゃ、洗面器、バケツなど



「不燃物」に出してください

中に異物が付着して洗えないもの

歯磨き粉、わさび、練りからし、白髪染めのチューブなど



「可燃物」に出してください

対象外のもの



ボトル類



カップ・パック類



トレイ類



ポリ袋・ラップ類



緩衝材類

識別マーク



このマークを目印に分別してください

必ず汚れを落として中身の見える半透明または透明の袋に入れて出してください

紙製容器包装の例

商品そのもの

障子紙、千代紙、紙製小物入れなど



「可燃物」に出してください

中に異物が付着して洗えないもの

たこ焼き・ケーキの紙箱など



「可燃物」に出してください

対象外のもの



紙箱類



紙缶・カップ類



台紙類



包装紙類



紙袋類

識別マーク



このマークを目印に分別してください

必ず汚れを落としてひもで十字に縛ってまとめて出するか、中身の見える半透明または透明の袋に入れて出してください